

## 当院における新型コロナウイルス感染症の発生について(第4報)

5月29日第3報で、当院精神科3階B(閉鎖)病棟の患者さん7名に新型コロナウイルス感染が確認されたことをご報告致しましたが、当該病棟の患者さん全員のPCR検査が完了し、その結果が判明しましたのでご報告致します。

同病棟の患者さん12名に新たに感染が確認され、患者さんの感染者は合計24名となりました。同病棟職員の検査もほぼ終了し、現時点で3名が新たに確認され合計7名となりました。患者さんの陽性者は、専門の病院へ転院して頂いております。

現在、多摩府中保健所・厚労省クラスター班等のご指導のもと、当院入院患者全員の発熱調査・全職員のPCR検査等を実施しております。

引き続き、外来中止(再診は電話診療)、精神科・内科新規入院の中止などを継続させていただきます。

患者さん・ご家族・地域の皆様にはたいへんご心配をおかけ致しますが、引き続き事態の収拾に全力で取り組みますので、なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

今後の経過もホームページでご報告いたします。

令和2年6月2日

院長 牧野英一郎

問い合わせ先 0422-31-1243

議案第28号令和2年度小金井市一般会計補正予算（第2回）に対する  
決議

小金井市議会は、議案第28号令和2年度小金井市一般会計補正予算（第2回）に関して、以下の意見を付して議決するものである。

- 1 現下の厳しい社会経済状態から考えて、本来であれば、市長は、本年度の早い段階で、市民や事業者を支援する補正予算を編成し、臨時議会を招集すべきであった。
- 2 困窮する事業者への事業継続支援給付金は、事業者にとって生命線にもなるものであり、給付の範囲や金額などについて、市長は議会とも適切な事前調整を行うべきであった。
- 3 市長が提案している事業継続支援給付金事業について、現下の事業者の極めて厳しい困窮状況を踏まえれば、他市でも例があるとおり、飲食店への支援や、売上減少の大きい事業者（自己所有物件での事業者含む）への傾斜配分など、速やかに追加の支援策に着手すべきである。
- 4 図書館における書籍の消毒のため、本館と貫井北分室に消毒機を導入することであるが、感染の「第二波」も強く懸念される中、全分室への配備も検討されたい。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会



# 各種支援制度を紹介します

## 事業向け各種支援制度

### 給付金制度

#### 【市 小金井市事業継続支援給付金を支給】

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が減少している市内事業者に対し、事業の継続支援を目的とした給付金を支給します。

以下の要件を満たす中小企業者等  
▷事業用の建物を賃貸して、令和2年5月31日時点で市内に事業所を有していること。

▷令和2年2月から同年5月までの任意の1月の売上高が前年同月の売上高と比較して40%以上減少していること。ただし、開業後1年未満の者については、令和2年2月から同年5月までの任意の1月の売上高がその1月を含む直近3月の売上高の平均額と比較して20%以上減少していること。

▷過去に本給付金の交付を受けたことがないこと。  
▷市税を滞納していないこと。

■1事業所20万円  
■申請期限 6月31日まで (当日消印有効)

■申請方法 原則、郵送とします

▷対象要件や申請書類については市ホームページをご覧ください。

☎経済課産業振興係 ☎042-387-9831

#### 【都 感染拡大防止協力金】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都の緊急事態措置等による要請や協力依頼に応じて休業等を行った中小企業・個人事業主に協力金を支給する制度です。申請要件や申込方法等くわしくは、「東京都感染拡大防止協力金」のホームページをご覧ください。

・支給額 50万円 (2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)

☎東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567 (土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後7時)

#### 【都 テイクアウト・宅配等を始める飲食店経営者への支援】

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく売り上げが落ち込んでいる都内で飲食業を営む中小企業・個人事業主が、売り上げ確保のために新たにテイクアウト・宅配等を始める場合に、経費の一部を助成する制度です。申込方法等、くわしくは「東京都中小企業振興公社」のホームページをご覧ください。

・助成限度額 100万円

☎東京都中小企業振興公社経営戦略課業態転換担当 ☎03-5827-7232 (土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時30分)

#### 【国 持続化給付金】

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている(ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している)事業者に対する給付金です。

・給付額 ▷法人=200万円▷個人事業者=100万円 (いずれも昨年1年間の売上からの減少分が上限)

☎持続化給付金事業コールセンター ☎0120-1157-570 (土曜・日曜日、祝日を含む、午前8時30分～午後7時)

#### 【国 雇用調整助成金】

景気の後退等、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用維持のために要した休業手当などの費用の一部を助成する制度です。

☎ハローワーク立川 ☎0425-78609 (土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)、ハローワーク助成金事務センター ☎03-5337-7418 (土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

#### 【国 小学校休業等対応助成金(企業向け)】

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業した小学校等に通う子どもの保護者に有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金です。

☎小学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等コールセンター ☎0120-607-3999 (土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時)

#### 【国 小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)】

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業した小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者への支援金です。

☎小学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等コールセンター ☎0120-607-3999 (土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時)

※9時)

#### 総合支援資金

福祉協議会が実施している貸付制です。くわしくは、「東京都社会福祉協会のホームページをご覧ください。

申請の際には予約が必要です。収入の減少や失業等により生活が困難な世帯

▷2人以上の世帯=月額20万円  
▷単身世帯=月額15万円以内  
場所 小金井市社会福祉協議会  
社会福祉協議会 ☎03-3268-7171、  
福祉協議会 ☎042-386-0294

・設置費の一部を助成します。

▷住民登録のある方で、次の要件以上のひとり暮らしの方および65世帯の方▷自宅にエアコン(故障中の世帯の方※生活保護受給世帯の

・冷風機・冷風扇・扇風機・サーモスタットから2点まで

上限(1世帯1回)

福祉課、各地域包括支援センター、取得が困難な方はお問い合わせ

までに、郵送で必要事項を明記し、金額・購入日記載の領収証または保証書写し、申請者名義の通帳の番号、預金種別、口座番号のわかる福祉係(〒184-8504住所不要・市-387-9843)へ

#### 通学し、

立の小・中学校に通っている子どもが突発的な事情により経済的困難に陥っている世帯などを対象に、就学に必要としています。くわしくは電話でご相

-9874

と就学奨励認定世帯に学校給食費

#### 夏季保護費

年度の就学奨励認定世帯と就学奨励給食費の支給対象となっている世帯に臨時休業期間中の学校給食費に相

387-9874

に伴う保育料の負担軽減】

保育施設、認定こども園の0～2歳までいただいた日数により保育料を減額してお知らせします。

-387-9846

### 貸付制度

融資の利用をご検討の方は、まずはお近くの金融機関にご相談ください。

【国 セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証】

金融機関からの資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務を保証する制度です。

☎市経済課産業振興係 ☎042-387-9831

#### 【都 東京都の中小企業向け融資】

東京都では新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受けている中小企業向けの融資メニュー(利子、信用保証料を都が全額負担)を設けています。融資の受け付けは取扱指定金融機関で行っています。

☎都産業労働局金融部金融課 ☎03-5320-4877 (土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

【国 日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の貸付等】

日本政策金融公庫・商工組合中央金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した事業者を対象にした貸付制度があります。

☎日本政策金融公庫 立川支店▷中小企業の方 ☎042-5287-1261▷個人企業・小企業の方 ☎042-524-4491  
☎商工組合中央金庫 ☎0120-5427-711 (いずれも土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後5時)

【支店窓口営業日 土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時。電話による相談は、同日前18時～午後5時】

三鷹支店 0422-787111

川支店

# 新型コロナウイルス関連

## 個人・世帯向け各種支援制度

### 給付金制度

#### 【国 特別定額給付金】

給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。くわしくは1面、または市ホームページをご覧ください。

#### 【国 子育て世帯への臨時特別給付金】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ひとり親世帯を支援する観点から、児童扶養手当受給者に対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

令和2年5・6月分の児童扶養手当受給者(対象者には案内を送付。申請不要)

支給7月中旬に児童扶養手当の令和2年5・6月分と同じ額を向手当振込口座に振込※振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意

ださい。市の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることや、手数料の振込みをお願いすること、暗証番号を聞き取ることは絶対ありません。

子育て支援課手当助成係 ☎042-387-9839

#### 【国 住居確保給付金】

失業、離職、やむを得ない休業等によって、収入を得る機会が減少した方(支給要件は、お問い合わせください)

支給上限額 53,700円~69,800円(世帯人数による。3か月間)

国自立相談サポートセンター ☎042-6867-0295

### 貸付制度

#### 【国 緊急小口資金】

社会福祉協議会が実施している貸付制度です。くわしくは、「東京都社会福祉協議会」のホームページをご覧ください。窓口での申請の際には予約が必要です。

対象 休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のために貸付を必要とする世帯

貸付額 20万円以内  
受付場所 小金井市社会福祉協議会、中央労働金庫(郵送のみ)

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-467-1999

【土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時

~午後9時)

【国 総合支援 社会福祉協議会】のホームページでの申請(窓口での申請)

対象 収入が減少し、日常生活に困窮している世帯

貸付額 1万円以内(単身世帯)  
受付場所 市社会福祉協議会

### 支払い等の猶予度

#### 【市 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の猶予】

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難な方のために、申請により、徴収や没収を猶予する制度があります。

徴収が猶予される方の例 → 財産に相当な損失が生じた場合、本人または家族が感染した場合、事業を廃止・休止した

場合、事業に著しい損害を受けた場合

市税、国民健康保険料、納税課納税係 ☎042-387-9823

後期高齢者医療保険料 = 保険年金課高齢者医療係 ☎042-387-9834

介護保険料 = 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9921

#### 【国 国税の猶予】

申請により、国税の納税を猶予する制度があります。猶予が認められるには所定の条件があります。くわしくは「国税庁」のホームページをご覧ください。

国税局猶予相談センター ☎0120-448-271(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分~午後5時)

#### 【都 水道料金、下水道使用料の猶予】

水道料金、下水道使用料の支払いが一時的に困難な方に、支払いを猶予する制度があります。電話で申し出をすると、その日から最長で4か月、支払いを猶予します。

水道局多摩お客さまセンター ☎0570-0917101、ナビダイヤルを利用できない場合 ☎042-64875110(いずれも日曜日、祝日を除く、午前8時30分~午後8時)

#### 【国 国民年金保険料の納付の免除・猶予】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対して、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により国民年金保険料の納付を免除したり、猶予することができる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

国民年金機構立川年金事務所 ☎042390352(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分~午後5時15分)

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-0037004(ナビダイヤルを利用できない場合 ☎03-66630252)(日曜~金曜日は午前8時~午後7時、第2土曜日は午前9時30分~午後4時)

### その他の制度

#### 【市 国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金を支給】

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者(給与等の支払いを受けている者に限る。)に対し、傷病手当金を支給します。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者(給与等の支払いを受けている者に限る。)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり同感染症の感染が疑われる者で、療養のため労務に服することができない者

\*個人事業主は対象外

支給期間労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

支給額直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

\*給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額を調整又は支給しない場合があります。

適用期間令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため就労することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

申請方法支給を受けるためには、申請が必要です。(国民健康保険)

申請書は市ホームページからダウンロードできます。また、郵送を希望する場合は、電話でお問い合わせください。(後期高齢者医療保険)

申請書は、東京都後期高齢者医療広域連合より郵送しますので、電話でお問い合わせください。また、ホームページからもダウンロードできます。

国民健康保険加入者 保険年金課国民健康保険係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9833)

後期高齢者医療加入者 東京都後期高齢者医療広域連合 ☎0570-086-519

#### 【市 冷房機器等の購入・設置費の助成】

新型コロナウイルス感染症予防で外出を控えるエアコン未設置の高齢者のみの世帯の方に対し、熱中症対策とし

て、エアコン等の購入・設置費(国申請日現在、小金井市に住み、すべて満たす方)65歳以上の65歳以上の高齢者のみの世帯の方のものを含む)が未設置の世帯(方は除く)

助成対象機器エアコン・冷風クーラー・除湿機の中から60世帯程度(申込順)

助成金額合計5万円を上限(申請書配布場所介護福祉課、市ホームページ※申請書の取得、ください)

8月31日(消印有効)までに、た申請書、購入製品名・金額・レシートの写し、製品の保証書(写し(金融機関名、店番号、預貯金)を介護福祉課高齢福祉係1

役所第二庁舎2階 ☎042-387-9874

#### 【市 就学援助制度】

市内にお住まいで国公立の小中学校に通学する世帯(生活が困窮している世帯)に、授業料の一部を援助しています。

申請書は市ホームページからダウンロードできます。また、郵送を希望する場合は、電話でお問い合わせください。電話 ☎042-387-9874

【市 就学援助認定世帯と就学相当額を支給】

平成31年度・令和2年度の就学認定世帯のうち、中学校給食費のみに対して、小・中学校の臨時休校に際して、小・中学校の臨時休業相当額を支給します。

申請書は市ホームページからダウンロードできます。また、郵送を希望する場合は、電話でお問い合わせください。電話 ☎042-387-9874

【市 保育園の登園自費に伴う認可保育所、地域型保育施設、児を対象に、登園を自費している方を軽減します。くわしくは国・都・市・区・保幼課 ☎042-387-9874

郵送材料

※

ト

特

申請書は、必ず事前に問い合わせを行い、申請書は、休業年金課国民健康保険係(郵便係)郵送材料。市ホームページからダウンロード可。詳細は、印刷資料、市ホームページ参照。197。

### 子ども達のために

**【市 インターネットを活用した学習支援】**  
 インターネット環境を整わない家庭へ  
 ① 手機器貸出し支援もします  
 ICT技術を活用した教育機会を確保するため、児童・生徒一人につき1台ずつの教育用パーソナルコンピューターの配備及びこれに伴う各学校の情報通信環境の整備を迅速に進めます。  
 指導室 ☎042 4387 9877  
 学務課 9874

**【児童・生徒の心のケア】**  
 都 いじめ相談ホットライン（東京都教育相談センター） ☎0120 453 8288（24時間対応）  
 メール相談も受付中。  
 市 教育相談所 ☎042 384 2508、☎042 384 2097  
**【おうちで児童館】**  
 工作等遊び動画や、オンラインレクリエーションなど開催しています。  
 児童青少年課 ☎042 387 9847

**【「自宅で楽しめる動画」を配信】**  
 健康・スポーツ・歴史・文化・観光・教育などの様々なジャンルの動画を配信しています。また、アスリートからのメッセージ動画も配信しています。



## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

**【市 コールセンター】**  
 新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンターです。  
 ☎042 (383) 1970（土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時）、  
 FAX042 (383) 5020  
**【市 子ども・高齢者の悩み相談】**  
 子どもに関する相談：子ども家庭支援センター ☎042 (321) 3161  
 高齢者に関する相談：お住まいの地域の地域包括支援センターへ。ひがし地域包括支援センター（東町、中町、本町1丁目） ☎042 387 9839、にし地域包括支援センター（箕井北町、本町4・5丁目、桜町2丁目） ☎042 386 7373、みなみ地域包括支援センター（前原町、本町6丁目、箕井南町） ☎042 388 8400、きた地域包括支援センター（梶野町、梶野町、緑町、本町2・3丁目、桜町1・3丁目） ☎042 388 2440  
**【市 資金繰り・経営に関する相談】**  
 一般社団法人東京都中小企業診断士協会から派遣された中小企業診断士が、無料で相談をお受けいたしますので、ご活用ください。（予約優先）  
 受付時間 経済課（第二庁舎4階） ☎042-387-9831（土曜・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで）（土曜・日曜日及び祝日を除く）  
 経済課（第二庁舎4階） ☎042-387-9831  
**【配偶者・パートナーの暴力の相談】**  
 配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力（DV）について、

専門の相談員が相談に応じます。  
 国 DV相談+（プラス）  
 ▶電話相談=☎0120 279 889（つなぐ はやく）（土曜・日曜日、祝日を含む24時間）  
 「DV相談ナビ」 ☎0570 40 55210（ここにでんわ）でも同様の相談を受け付けています。  
 ▶SNS（チャット）相談、メール相談=「DV相談+（プラス）」のホームページをご覧ください。  
 市 男女共同参画室 ☎042 387 9853  
**【労働相談】**  
 解雇や雇止め、休暇や休業の取り扱い、職場でのハラスメント等の相談に応じています。 ☎042-386-4821  
 国 厚生労働省電話相談窓口（立川総合労働相談コーナー）  
 ☎0420-(565)-653（土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時）  
 都 電話相談窓口（東京都ろうどう110番）  
 ☎0570 400 6110（日曜日、祝日を除く、午前9時～午後8時。土曜日午後5時まで）  
**【仕事や生活への相談】**  
 家賃を払えない、仕事が見つからない、税や公共料金を払えない、ひきこもりの家族がいる等の相談に応じています。  
 市 自立相談サポートセンター ☎042 386 0295  
**【個人のお相談】**  
 東京都立川市立川2-1-1 ☎0120-296-004（土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時）



※2  
案件

## 市内事業者の取り組み

**【布マスク販売（シルバー人材センター）】**  
 価格（税込み）：大人用400円、子供用300円  
 販売場所：市シルバー人材センター事務所（箕井北町1-8-21 ☎042-383-6141）  
 販売時間：月曜から金曜（祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分  
**【市内飲食店等事業者応援プロジェクト】**  
 〈小金井お弁当プロジェクト〉  
 〈小金井の飲食店をみんなで守ろう！プロジェクト（読売センター小金井）〉  
 〈コガネイツMAP（和風ジェラートおかしTOKYO）〉  
 〈KSSお弁当発信PROJECT〉  
**【ブルーライト照明】**  
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止活動に従事する医療関係者をはじめとした、社会活動の維持に尽力しているすべての方へ感謝の意を表す取り組みです。  
 ▶武蔵小金井スティクロス（5月11日～31日）  
 テクノスケルジ（5月1日～5月31日まで）（5月21日及25月28日）  
**【マスクバンクプロジェクト】**  
 マスク寄付のプロジェクト。寄附いただいたマスクは、医療・保育・介護施設等へお配りします。  
 小金井市商工会青年部（マスクバンクプロジェクト事務局） ☎042-381-8765  
 メールアドレス：koganel.mbp@gmail.com



## 新型コロナウイルス感染症対策のための

## 各種申請手続きの郵送対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請をぜひご検討ください。申請手続きによっては、郵送での対応が困難な場合もございますので、事前に担当課へご連絡ください。  
 なお、申請書類に不備があった場合は、電話等にて確認させていただくことや、一度返却させていただくことがありますのでご了承ください。  
 ※現在郵送申請の増加により、窓口から郵送での申請受付が困難な場合があります。お申し込みの際は、お電話にてご確認ください。  
 市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 追加案件

### 1 (2面 給付金制度)

#### 【国 子育て世帯への臨時特別給付金】

子育て世帯を支援する観点から、児童手当受給者に対し、臨時・特別の措置として、対象児童1人当たり1万円を一回限りで支給します。くわしくは市ホームページをご覧ください。

**対**令和2年4月分(15歳に達する日以後の最初の年度末を超過し、4月分が対象外となる方は3月分)の児童手当受給者(特例給付該当者は除く)

支給公務員以外の方(申請不要)は6月中旬に児童手当振込口座に振込。公務員の方は(申請必要)7月下旬以降順次

**問**子育て支援課手当助成係 ☎042-387-9839

### 2 (3面 貸付け制度)

#### 【市 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業向けの融資メニューを設けています。

**問**経済課産業振興係 ☎042-387-9831

### 3 (4面)

#### 新型コロナウイルス感染症対策に関するご寄附について

市では、新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附の受付を開始いたします。

いただいた寄附金は、感染症拡大の防止や新型コロナウイルスの影響から市民生活を守るための支援に活用させていただきます。

詳しい寄附方法は、市ホームページをご覧ください。

**問**企画政策課企画政策係 ☎042-387-9800



消毒液（ヒビスコール）の拠出について（地域安全課、健康課）

| 日付   | 購入  | 拠出 | 在庫  | 用途                  |
|------|-----|----|-----|---------------------|
| 3/31 | 200 |    | 200 | 避難所、新型インフルエンザ等対策備蓄品 |
| 5/17 |     | 1  | 199 | 特別定額給付金応援事務         |
| 5/29 |     | 19 | 180 | PCR検査センター消毒用        |